

国地方係争処理委員会について

国地方係争処理委員会について

1. 設置及び組織

(1) 設置

総務省に置く（§250の7①）。

(2) 委員

人数：5人（§250の8①）

選任：両議院の同意を得て、総務大臣が任命（§250の9①）

任期：3年（§250の9⑤）

行為制限：守秘義務（§250の9⑬）、政党役員就任等の制限（§250の9⑭）等

委員長の選出等：互選により、委員長を選出（§250の10①）

委員長が委員長代理をあらかじめ指名（§250の10③）

(3) 専門委員（令§174）

目的：審査の申出に係る事件に関し、専門の事項を調査すること

選任：委員長の推薦により、総務大臣が任命

調査の終了とともに解任

(4) 庶務

総務省自治行政局行政課において処理する（令§174の2）。

2. 会議

(1) 開催

・委員会は委員長が招集する（§250の11①）。

・委員長（又は委員長代理）及び2人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない

（§250の11②）。

(2) 議事

委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる（§250の11③）。

3. 権限

普通地方公共団体に対する国の関与に関する審査の申出につき、その権限に属させられた事項を処理する（§250の7②）。

国地方係争処理委員会について

4. 審査手続

(1) 当事者

審査申出人：普通地方公共団体の長その他の執行機関

相手方：国の行政庁

(2) 審査の申出ができる場合（§250の13①～③）

- ・国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるものに不服があるとき
- ・国の不作為に不服があるとき
- ・国の行政庁に対し法令に基づく協議の申出を行い、当該協議に係る地方公共団体の義務を果たしたと認めるにもかかわらず当該協議が調わないとき

(3) 審査の申出の期限

国の関与に対する審査の申出の場合には、当該国の関与があった日から30日以内（§250の13④）

(4) 審査及び勧告（§250の14）

<自治事務に係る国の関与に対する審査の場合>

- 国の関与が違法でなく、かつ、不当でない
- ⇒ その旨を当該普通地方公共団体及び当該行政庁に通知
- 国の関与が違法又は不当
- ⇒ 当該行政庁に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告
勧告の内容を当該普通地方公共団体に通知

<法定受託事務に係る国の関与に対する審査の場合>

- 国の関与が違法でない
- ⇒ その旨を当該普通地方公共団体及び当該行政庁に通知
- 国の関与が違法
- ⇒ 当該行政庁に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告
勧告の内容を当該普通地方公共団体に通知

<不作為に対する審査の場合>

- 審査の申出に理由がない
- ⇒ その旨を当該普通地方公共団体及び当該行政庁に通知
- 審査の申出に理由がある
- ⇒ 当該行政庁に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告
勧告の内容を当該普通地方公共団体に通知

<協議に対する審査の場合>

当該普通地方公共団体がその義務を果たしているかどうかを審査し、その結果を当該普通地方公共団体及び当該行政庁に通知

- ・いずれの場合も理由を付し、結果を公表することが必要。
- ・審査及び勧告は、審査の申出があった日から90日以内に行わなければならない。

国地方係争処理委員会について

(5) 関係行政機関の参加（§250の15）

委員会は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、関係行政機関を審査の手續に参加させることができる。

(6) 証拠調べ（§250の16）

①委員会は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、次に掲げる証拠調べをすることができる。

- ・ 適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること
- ・ 書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、又はその提出された物件を留め置くこと
- ・ 必要な場所につき検証をすること
- ・ 当事者若しくは参加行政機関又はこれらの職員を審尋すること

②委員会は、当事者及び参加行政機関に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

(7) 国の行政庁の措置等（§250の18）

- ・ 勧告を受けた国の行政庁は、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知
- ・ 委員会は、上記の通知に係る事項を審査の申出をした普通地方公共団体に通知
- ・ 委員会は、勧告を受けた国の行政庁に対し、その講じた措置についての説明を求めることができる。

(8) 調停（§250の19）

委員会は、国の関与に関する審査の申出があった場合、職権により調停案を作成して、当該申出をした普通地方公共団体及び相手方行政庁に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができる。

5. 訴訟の提起

(1) 国の関与に関する訴えの提起（§251の5）

国の関与又は不作為に係る審査の申出をした普通地方公共団体の長等は、次のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の相手方となった国の行政庁を被告として、訴えをもって違法な国の関与の取消し又は国の不作為の違法の確認を求めることができる。

- ・ 委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき
- ・ 勧告を受けた国の行政庁の措置に不服があるとき
- ・ 審査の申出をした日から90日を経過しても、委員会が審査又は勧告を行わないとき
- ・ 国の行政庁が委員会の勧告に即して必要な措置を講じないとき

国地方係争処理委員会について

(2) 普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起 (§ 251の7)

是正の要求又は指示を行った各大臣は、次のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為に係る普通地方公共団体の行政庁を被告として、訴えをもって当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

- ・ 普通地方公共団体の長等が、委員会に審査の申出をせず、是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき
- ・ 委員会が審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が(1)の訴えの提起をせず、かつ、是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき
- ・ 委員会が、普通地方公共団体の長その他の執行機関が審査の申出をした日から90日を経過しても審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が(1)の訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき

